

平成 28 年 5 月 27 日

広島県健康福祉局長

生活保護法による介護券等の受給者番号の取扱いについて

生活保護法による介護扶助の実施については、日ごろから御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

生活保護法による介護扶助に係る介護券等の受給者番号については、これまでは毎月受給者番号を変更（同一月に同一受給者分を複数発行する場合は同一番号）する方式を採用していましたが、この度「生活保護法による介護券等の記載要領及び留意点について」の一部が改正（平成 28 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知）され、被保護者ごとに固定化することとし、月ごとに変更する必要はないとされました。

については、平成 28 年 5 月発行分から、被保護者ごとに固定化した介護券等を保護の実施機関（福山市を除く。）から指定介護機関等へ交付しておりますので、請求の際には御留意いただきますようお願いいたします。

なお、広島市分については、従来から番号は固定化されておりますので取扱いに変更はありません。福山市分については、当分の間、受給者番号を毎月変更する方式を続けます。